

安八町告示第33号

地方自治法第242条第9項の規定により安八町職員措置請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表します。

平成30年6月7日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中 美恵子

1、勧告年月日

平成29年10月17日

1、勧告内容

安八町長は、平成28年7月27日、安八町が [] と締結した土地売買契約は、法第238条の4第6項の規定により無効となることから、所有権移転登記を回復するとともに、同日、賃貸人 [] と賃借人安八町長堀正とで締結された当該土地に係る土地賃貸借契約を無効として、既に安八町が [] に支出した賃借料全額の返金に係る請求権を行使し、勧告の日から10ヵ月以内に所要の措置を講ずること。

1、措置年月日

平成30年5月24日

平成30年5月29日

1、措置内容

安八町長は [] に対し、本件勧告の日以降、当該土地に関して所有権移転登記を回復するとともに、同日、賃貸人 [] と賃借人安八町長堀正とで締結された当該土地に係る土地賃貸借契約を無効として、既に安八町が [] に支出した賃借料の全額の返金を請求した。

平成30年5月24日に当該土地に係る合意解約契約の締結及び所有権抹消、

並びに平成30年5月29日に安八町が[REDACTED]に対して支出した賃借料全額の返金があった。